

(7) 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

地域協議 会名	整理 番号	地区名	対象作物	取組内容	成果目標															スマート農業推進枠	事後評価の検証方法(※定 量的な検証ができるこ と。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考
					現状					目標					実績										
					年 度	面積 単位	経営体数 単位	利用経営体数 又は利用面積 単位	年 度	面積 単位	経営体数 単位	利用経営体数 又は利用面積 単位	年 度	面積 単位	経営体数 単位	利用経営体数 又は利用面積 単位	年 度	面積 単位	経営体数 単位						

都道府県 平均達成 率	63.4%	総合 所見	<p>今年度評価地区である2地区とも未達成となった。</p> <p>栗田-1は、令和3年度作では、作付面積が目標より低かったことや天候不順で品質が低下したことにより販売額が目標に達成しなかった。令和3年度から関係市町や県農業改良普及センター等の関係機関が連携し、栽培技術の向上を目的とした実証ほの設置や検討会、新規作付費の支援を実施している。大型ほ場での排水対策の実証を実施する等、目標達成に向けて更なる支援を行う。</p> <p>東松島-1は、水稲及び麦では生産コスト削減の目標を達成したが、大豆では目標未達成となった。目標面積が達成されるよう調整を図るとともに、化学肥料の低減や化学農薬の低減等に取組むことでさらなるコスト低減になるよう指導を徹底していく。</p>
-------------------	-------	----------	--

〔注1〕「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

〔注2〕果樹の改植を行う場合は、「作物名」欄に対象品目、品種を記載すること（都道府県事業実施方針に定める対象品目、品種に限る）。

〔注3〕（2）及び（6）の「地域（県又は国を含む）の価格（販売単価）」欄については、事後評価時に使用するものとし、地方卸売市場取引価格などを基に事業実施前年度と、目標年度の価格（販売単価）を記載すること。なお、分みつ糖の計画の場合は、販売価格に国内産糖交付金を加えること。

〔注4〕（2）及び（6）の「補正係数」欄については、事後評価時に使用し、「地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の価格（販売単価）÷地域（県又は国を含む）の目標年度の価格（販売単価）」により算出した値を記載し、「価格補正後の実績」欄には、「実績欄の価格（販売単価）×補正係数×実績欄の数量」又は「実績欄の価格（販売単価）×補正係数×実績欄の数量－生産コスト」で算出した値をもって現状及び目標と対比可能な数値を記載すること。また、「達成率」欄については、「価格補正後の実績」欄に記載の数値をもって算出すること。なお、「補正係数」は小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁とすること。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正は行わないものとする。

〔注5〕（5）の「成果目標」欄については、実施要領別記3の第4の5の（1）の⑤に基づき設定した成果目標の内容を記載すること。

〔注6〕「都道府県の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。取組のない場合であっても、（1）～（7）は削除しないこと。

〔注8〕中山間地域所得確保計画又は中山間地域所得向上計画と連携する産地パワーアップ計画である場合、特別枠（スマート農業推進枠）を利用する当該計画の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

〔注10〕スマート農業推進枠を利用する計画の場合は、備考欄にその旨を記載すること。また、スマート農業推進枠を活用して技術を円滑に導入・定着させるための取組を農業機械等の導入に併せて実施する場合は「スマート農業推進枠」に取組内容を記入すること。

〔注11〕畑輪作確立枠を利用する計画の場合は、別添（畑輪作確立枠計画書（実施状況報告書兼評価報告書））を添付すること。

〔注12〕総合所見欄は、評価報告の際に各取組ごとの都道府県の評価を記載すること。